

(別紙2)

承継権利義務明細表

本件新設分割の効力発生日において甲が乙に承継させる権利義務は、法令上又は契約上承継できないものを除き、次のとおりとする。但し、成立日の前日の終了時点(以下「基準時点」という。)において有効に存在するものに限り、本件新設分割により乙に承継させるために、官公庁の許認可が必要となる場合、又は第三者の同意若しくは許可等が必要となる場合(同意等を得ずに権利義務を承継した場合に当該第三者との間の契約の債務不履行若しくは解除事由に該当するものを含む。)であって、かかる許認可、同意若しくは承認等が得られないものは承継対象から除外する。

1. 資産

- ① 本件対象事業に係るものとして甲が保有する現金、当座預金、普通預金、定期積立金
- ② 棚卸資産(但し、EC事業に係るものは除く)
- ③ 本件対象事業の店舗に関する権利並びに工具器具備品及び建物付属設備
- ④ 本件対象事業の店舗に係る差入保証金に関する権利
- ⑤ 専ら本件対象事業にのみ関連して甲が保有する特許権、商標権、著作権、ノウハウ等の知的財産権
- ⑥ 専ら本件対象事業にのみ関連して甲が保有するドメイン、アカウント、データ、コンテンツ等
- ⑦ その他、本件対象事業にのみ属する一切の資産(但し、別途甲が承継資産から除外する旨を指定したものを除く)

2. 債務

- ① 本件対象事業の店舗に係る資産除去債務
- ② その他、本件対象事業にのみ属する一切の債務(但し、別途甲が承継債務から除外する旨を指定したものを除く)

3. 承継するその他の権利義務等

本件対象事業に関する債権、本件対象事業に関する契約に基づく権利義務及び当該契約上の地位並びにこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務(本件対象事業に係る不動産賃貸借契約の賃借人の地位を含む。)(但し、別途甲が承継契約から除外する旨を指定したものを除く)

7. 会社法施行規則第205条各号に定める内容の概要

(1) 会社法第763条第6号に掲げる事項についての新設分割の対価に関する定め
の相当性に関する事項

① 本件分割に際して交付する新設分割設立会社の株式の数の相当性に関する事項

新設分割設立会社は、本件分割に際して、普通株式90株を発行し、その全てを当社に割当て交付いたします。本件分割は、当社が単独で行う新設分割であることから、割当てられる株式数によって当社と新設分割設立会社との間の実質的な権利関係に差異が生じることはなく、新設分割設立会社が発行する株式数は、当社において任意に定めることができると解されます。そこで当社の持株会社制への移行の目的に鑑み、完全子会社となる新設分割設立会社株式の効率的な管理および新設分割設立会社の資本金の額等を考慮した結果、上記の割当て株式数が相当であると判断いたしました。

② 新設分割設立会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設分割設立会社の資本金および準備金の額につきましては、新設分割設立会社が承継する資産等および今後の事業活動等の事情を考慮したうえで、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、新設分割計画書第5条に記載のとおりとすることにいたしました。当社は、当該資本金および準備金の額は相当であると判断しております。

(2) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はありません。